

**改正**

昭和29年4月16日教育委員会規則第3号

昭和29年6月29日教育委員会規則第4号

昭和30年7月19日教育委員会規則第3号

昭和30年8月5日教育委員会規則第4号

昭和30年9月22日教育委員会規則第5号

昭和30年9月29日教育委員会規則第6号

昭和32年4月5日教育委員会規則第1号

昭和34年3月19日教育委員会規則第1号

昭和35年1月22日教育委員会規則第1号

昭和35年6月22日教育委員会規則第6号

昭和36年1月19日教育委員会規則第1号

昭和55年1月26日教育委員会規則第1号

昭和56年1月6日教育委員会規則第1号

昭和56年4月1日教育委員会規則第3号

昭和57年2月1日教育委員会規則第1号

昭和58年1月31日教育委員会規則第1号

昭和58年9月28日教育委員会規則第3号

昭和59年5月25日教育委員会規則第2号

昭和60年4月1日教育委員会規則第1号

昭和60年12月1日教育委員会規則第3号

平成5年3月30日教育委員会規則第2号

平成12年8月31日教育委員会規則第7号

平成17年12月27日教育委員会規則第5号

平成18年12月22日教育委員会規則第10号

令和3年8月19日教育委員会規則第6号

令和4年9月22日教育委員会規則第23号

令和5年1月19日教育委員会規則第1号

## 行田市公立学校通学区域に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項及び第6条の規定に基づき、行田市公立学校（以下「学校」という。）の通学区域を定めるものとする。

(通学区域)

**第2条** 学校の通学区域は、別表のとおりとする。

(学校の指定)

**第3条** 行田市教育委員会は、小学校就学の年齢に達し就学する児童、小学校を卒業し中学校に就学する生徒及び他の市町村からの転入した児童及び生徒について、前条に定めるところにより、就学すべき学校をそれぞれ指定するものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、就学すべき学校について調整することができる。

### 附 則

この規則は、昭和29年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和29年4月16日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和29年6月29日教委規則第4号）

この規則は、昭和29年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和30年7月19日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年7月20日から適用する。

**附 則**（昭和30年8月5日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年8月11日から適用する。

**附 則**（昭和30年9月22日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年10月1日から適用する。

**附 則**（昭和30年9月29日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年9月30日から適用する。

**附 則**（昭和32年4月5日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和34年3月19日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和35年1月22日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和35年6月22日教委規則第6号）

この規則は、昭和35年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和36年1月19日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和55年1月26日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和56年1月6日教委規則第1号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和56年4月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和57年2月1日教委規則第1号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和58年1月31日教委規則第1号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和58年9月28日教委規則第3号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和59年5月25日教委規則第2号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和60年4月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和60年12月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成5年3月30日教委規則第2号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年8月31日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の行田市教育委員会事務局処務規則、行田市教育委員会教育長職務代理者指定規則、行田市教育委員会文書管理規則及び行田市公立学校通学区に関する規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

**附 則**（平成17年12月27日教委規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月19日教委規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月22日教委規則第23号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月19日教委規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

### 1 小学校の部

学校名	通学区域
東小学校	桜町1丁目、富士見町1丁目の一部（桜ヶ丘小学校の通学区域を除く区域）、長野1丁目、長野2丁目、長野3丁目、長野4丁目、長野5丁目、緑町 大字長野の一部（北小学校及び桜ヶ丘小学校の通学区域を除く区域） 旭町の一部（13番～16番） 向町の一部（20番～29番）
西小学校	城西4丁目、城西5丁目、棚田町3丁目、持田1丁目～持田5丁目、大字持田の一部（南小学校、忍小学校及び泉小学校の通学区域を除く区域）
南小学校	天満、城南、大字忍、佐間1丁目、佐間2丁目、駒形1丁目、駒形2丁目 向町の一部（東小学校及び忍小学校の通学区域を除く区域） 大字佐間の一部（下忍小学校の通学区域を除く区域） 佐間3丁目の一部（下忍小学校の通学区域を除く区域） 大字持田の一部（555番地～558番地、629番地～651番地、708番地～717番地、1008番地～1019番地、1042番地～1068番地、1072番地～1358番地、3717番地～3923番地）

	大字下忍の一部（160番地、167番地、177番地、1773番地～1776番地、1794番地～1798番地）
北小学校	谷郷1丁目、谷郷2丁目、谷郷3丁目、大字斎条、大字和田 栄町の一部（忍小学校の通学区域を除く区域） 大字谷郷の一部（忍小学校の通学区域を除く区域） 大字長野の一部（182番地～609番地、633番地～658番地、709番地、917番地～923番地） 大字白川戸の一部（597番地～900番地）
埼玉小学校	大字埼玉、大字野、大字渡柳、大字利田
下忍小学校	大字堤根、大字樋上 大字佐間の一部（3015番地～3020番地、3179番地～3188番地、3229番地～3244番地） 佐間3丁目の一部（20番～27番） 大字下忍の一部（南小学校の通学区域を除く区域）
泉小学校	西新町、壺里山町、清水町、門井町1丁目、門井町2丁目、門井町3丁目、押上町、棚田町1丁目、棚田町2丁目、大字棚田、深水町、大字前谷 大字持田の一部（1番地～199番地、219番地～245番地、283番地～310番地、347番地～378番地）
桜ヶ丘小学校	桜町2丁目、桜町3丁目、富士見町1丁目の一部（9番地～11番地）、富士見町2丁目 大字小見の一部（1280番地の3～1294番地、1295番地の4、1297番地～1320番地、1362番地～1449番地、1452番地～1455番地、1469番地、1488番地～1502番地、1518番地～1550番地、1559番地～1603番地の1） 大字長野の一部（610番地～632番地、659番地～708番地、924番地～1545番地、1650番地～1786番地、1812番地～1941番地）
南河原小学校	大字南河原、大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋、大字北河原、大字酒巻
忍小学校	忍1丁目、忍2丁目、本丸、矢場1丁目、矢場2丁目、城西1丁目、城

	<p>西2丁目、城西3丁目、行田、宮本、中央、旭町の一部（東小学校の通学区域を除く区域）</p> <p>向町の一部（1番、5番、6番、16番、17番）</p> <p>栄町の一部（1番～4番、5番（1号～30号）、7番（5号～25号））</p> <p>大字谷郷の一部（280番地～503番地、1499番地～1511番地、1597番地～1616番地）</p> <p>大字持田の一部（652番地～655番地、699番地～707番地、718番地～730番地、767番地～788番地、812番地～813番地、974番地～1007番地、1020番地～1041番地、1069番地～1071番地、6508番地の3～6526番地）</p> <p>大字上池守、大字下池守、大字皿尾、大字小敷田、大字中里</p>
見沼小学校	<p>大字荒木、大字小見の一部（桜ヶ丘小学校の通学区域を除く区域）、大字白川戸の一部（北小学校の通学区域を除く区域）</p> <p>大字須加、大字下中条</p>
太田小学校	<p>藤原町1丁目、藤原町2丁目、藤原町3丁目、大字若小玉、大字下須戸、大字小針、大字藤間、大字関根、大字真名板</p>

## 2 中学校の部

学校名	通学区域
忍中学校	<p>忍1丁目、忍2丁目、城南、本丸、矢場1丁目、矢場2丁目、城西1丁目、城西2丁目、城西3丁目、城西4丁目、城西5丁目、大字忍、駒形2丁目、大字上池守、大字下池守、大字皿尾、大字中里、大字小敷田、持田1丁目、持田2丁目の一部（3番、6番～10番、13番～17番）、大字持田の一部（西中学校の通学区域を除く区域）</p> <p>駒形1丁目の一部（行田中学校の通学区域を除く区域）行田、宮本、中央</p> <p>大字谷郷の一部（280番地～503番地、1499番地～1511番地、1597番地～1616番地）</p> <p>栄町の一部（1番～4番、5番（1号～30号）、7番（5号～25号））</p> <p>旭町の一部（1番～12番）、向町の一部（1番、5番、6番、16番、17番）</p>

行田中学校	<p>天満、旭町の一部（忍中学校の通学区域を除く区域）、向町の一部（忍中学校の通学区域を除く区域）、佐間1丁目、佐間2丁目、佐間3丁目、緑町、大字佐間、大字下忍、大字堤根、大字樋上</p> <p>駒形1丁目の一部（6番（16号～46号）、7番、8番、9番（6号～26号）、10番（6号～22号））</p> <p>大字長野の一部（4568番地～4887番地、4894番地～4908番地、5023番地～5031番地、5456番地～5477番地、7028番地～7982番地）</p> <p>長野4丁目の一部（23番地、27番地（12～21）、28番地、29番地）</p> <p>長野5丁目</p>
長野中学校	<p>谷郷1丁目、谷郷2丁目、谷郷3丁目、桜町1丁目、桜町2丁目、桜町3丁目、富士見町1丁目、富士見町2丁目、長野1丁目、長野2丁目、長野3丁目、長野4丁目の一部（行田中学校の通学区域を除く区域）、大字谷郷の一部（忍中学校の通学区域を除く区域）</p> <p>栄町の一部（忍中学校の通学区域を除く区域）</p> <p>大字長野の一部（行田中学校の通学区域を除く区域）</p> <p>大字白川戸の一部（597番地～900番地）</p> <p>大字小見の一部（桜ヶ丘小学校の通学区域）</p>
見沼中学校	<p>大字荒木、大字小見の一部（長野中学校の通学区域を除く区域）、大字須加、大字下中条、大字斎条、大字和田</p> <p>大字白川戸の一部（長野中学校の通学区域を除く区域）</p>
埼玉中学校	<p>大字埼玉、大字野、大字渡柳、大字利田</p>
太田中学校	<p>藤原町1丁目、藤原町2丁目、藤原町3丁目、大字若小玉、大字下須戸、大字小針、大字藤間、大字関根、大字真名板</p>
西中学校	<p>大字前谷、持田3丁目、持田4丁目、持田5丁目、西新町、壺里山町、清水町、門井町1丁目、門井町2丁目、門井町3丁目、押上町、棚田町1丁目、棚田町2丁目、棚田町3丁目、大字棚田、深水町</p> <p>持田2丁目の一部（忍中学校の通学区域を除く区域）</p> <p>大字持田の一部（1番地～550番地、563番地～623番地、661番地～695番地、739番地～750番地、814番地～899番地、910番地～911番地、1595番</p>

	地～1741番地)
南河原中学校	大字南河原、大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋、大字北河原、大字酒 巻